

平成 25 年 2 月 4 日

株式会社 十八銀行

「〈18〉でんさいネットサービス」の取扱開始について

株式会社十八銀行(本店:長崎市、頭取:宮脇雅俊)は、全国銀行協会が設立した電子債権記録機関「株式会社 全銀電子債権ネットワーク(通称:「でんさいネット」)」による電子記録債権「でんさい」を活用した資金決済サービス「〈18〉でんさいネットサービス」の取扱いを開始いたしますのでお知らせいたします。

1. 〈18〉でんさいネットサービス取扱開始日:平成 25 年 2 月 18 日(月)

同日より、〈18〉でんさいネットサービスによる記録請求(電子記録債権の発生等)をはじめとする各種取引の取扱いを開始いたします。

2.利用申込受付開始日:平成 25 年 2 月 4 日(月)

同日より、十八銀行において〈18〉でんさいネットサービスの利用申込の受付を開始いたします。

■電子記録債権とは

電子記録債権は、平成 20 年 12 月に施行された「電子記録債権法」に基づき、手形・指名債権(売掛債権等)の問題点を克服し、事業者の資金調達の円滑化等を図るために創設された新たな金銭債権です。

*詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先

営業統括部 伊藤

Tel:095-827-8437